

令和3年度 公益財団法人秋田県女性会館 第6回理事会議事録

1 日 時 令和3年12月25日（土）午後1時30分から午後4時00分まで

2 会 場 秋田県女性会館 第1実技研修室(アトリオン5F)

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 烏トキエ 理事 鈴木悠子 理事 鶩谷マツ
理事 山田京子 理事 今野謙 理事 安田英子 理事 庄内公子
(以上8名)

[監事出席者] 監事 小林章 監事 川越よし子 (以上2名)

[理事欠席者] 理事 中川聖子 理事 小玉喜久子 (以上2名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の職員について

第3号議案 令和3年度公益財団法人秋田県女性会館補正予算（案）について

第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画に基づく財源確保の手段について

(1) 既存事業の運営状況について

(2) 収益事業（新規）の立ち上げについて

(3) 寄附金の見込み等について

[報告事項]

(1) 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について（公益財団法人秋田県女性会館の令和3年度事業の進捗状況等について）

(2) 「秋田県SDGsパートナー登録制度」申請について

(3) 「全国女性会館協議会全国大会（秋田大会）」

(4) その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、決議事項・報告事項の順に審議に入った。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

第1号議案について、業務執行理事から資料に基づき流動資産（財政調整資金）からの支出について説明が行われた後、協議が行われ出席理事全員一致で承認された。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の職員について

このことについて、代表理事から今年度末日をもって定年退職予定の三浦職員が内々ではあるが、定年を迎える再雇用を希望している旨、同じく今年度再雇用した嵯峨職員が再雇用契約の更新を希望していることを報告し、2名の処遇について、資料に基づき当会館の就業規則・再雇用規程等の説明があった後で質疑が行われ、両職員と会館が再雇用規程に基づく申請書・契約書を受理・締結することを前提とし、次のように決定することを出席理事全員一致で決議された。なお、三浦職員の退職時の手当については、中小企業退職金共済（中退共）からの支給以外には会館独自の制度が

ないことから引き続き理事会で協議することとした。

- ・三浦職員の再雇用後の賃金については、同一職同一賃金を原則とし、再雇用契約を更新する嵯峨職員と同一賃金、その他の待遇も同一とする。
- ・再雇用契約を更新する嵯峨職員の賃金は、前契約と同額とし、その他の待遇も据え置くこととする。

第3号議案 令和3年度公益財団法人秋田県女性会館補正予算（案）について

このことについて、業務執行理事から令和3年4月から10月までの収支実績を分析し、11月から3月までの収支見込みを推計して作成した補正予算（案）資料に基づき説明が行われた後、質疑が行なわれた。前年に続き新型コロナウイルス感染防止対策による社会活動の停滞の影響もあり収入減は顕著であるが、支出が、人件費の減額（再雇用による賞与なし・給与前年より30%減）、講師報酬の会館との折半制実施、女性会館フェア中止により減額、また、生涯学習講座の受講者に協力を仰ぐ光熱水費の新設により受講料収入減少を緩和できることにより赤字額が前年度決算より約280万円減額となる見込みであることを含む補正予算（案）が承認され、今後も黒字転換を模索して行くことが出席理事全員一致で決議された。

第4号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画に基づく財源確保の手段について

- (1) 既存事業の運営状況について
- (2) 収益事業（新規）の立ち上げについて
- (3) 寄附金の見込み等について

このことについて、代表理事が（1）から（3）まで一括して資料に基づき説明を行い、その後質疑が行われ、以下のように協議した。

（1）について、歴史系講座は理事会の発案で企画・実施され、受講者13人、内容もレベルが高く評判が良かったことから、ニーズに沿った講座の企画・実施を継続すること。

（2）については、次年度中に変更申請を行い、申請が承認されたと同時に実施できるよう準備しなければならないこと。

（3）については、「報告事項（2）秋田県SDGsパートナー登録」に会館が登録申請したこと過去のトラウマを払しょくする好機と捉え、サステイナブル社会の実現を目的とする寄附活動を実施すること。

以上のことについて理事一人一人は何ができるかを考えて行くことが、出席理事全員一致で決議された。

[報告事項]

- (1) 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について（公益財団法人秋田県女性会館の令和3年度事業の進捗状況等について）

このことについて、代表理事、業務執行理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、出席理事全員に了承された。

- (2) 「秋田県SDGsパートナー登録制度」申請について

このことについて、業務執行理事から申請したところ受理され、来年1月に県から登録証が送付されることが説明され出席理事全員に了承された。

- (3) 「全国女性会館協議会全国大会（秋田大会）」

このことについて、代表理事から資料に基づき説明があり、「第65回全国大会in秋田」は第9回実行委員会（令和3年12月14日開催）で事業総括された後、実行委員会は解散されたことが出席理事全員に了承された。

(4) その他

その他の報告は、無かった。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和 4 年 1 月 25 日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山 万紀

監 事

小林 章

監 事

川越 よしこ